

第 2 章 ごみ処理の現状

第 1 節 本市の概要

1 人口及び世帯数の推移

本市における平成 12 年度から平成 21 年度までの人口及び世帯数の推移を表 2-1-1 及び図 2-1-1 に示します。

人口は減少傾向となっており、この 10 年間に約 4 % (7,893 人) の人口減となっています。

一方、世帯数は増加傾向で約 6 % (4,086 世帯) の世帯増となっており、その間の世帯人口は 2.5 人/戸から 2.3 人/戸に減少していることから、核家族化が進んでいることがうかがえます。

表 2-1-1 人口及び世帯数の推移

年度	人 口				世帯数	世帯人口 (人/戸)
	男性	女性	男性 / 女性			
H. 12	183,183	88,049	95,134	0.48 / 0.52	73,512	2.5
13	182,717	87,698	95,019	0.48 / 0.52	74,274	2.5
14	182,043	87,211	94,832	0.48 / 0.52	74,710	2.4
15	181,250	86,727	94,523	0.48 / 0.52	75,196	2.4
16	180,663	86,230	94,433	0.48 / 0.52	75,722	2.4
17	179,939	85,925	94,014	0.48 / 0.52	76,253	2.4
18	178,713	85,205	93,508	0.48 / 0.52	76,763	2.3
19	177,419	84,434	92,985	0.48 / 0.52	77,035	2.3
20	176,199	83,857	92,342	0.48 / 0.52	77,314	2.3
21	175,290	83,444	91,846	0.48 / 0.52	77,598	2.3
10年間	▼7,893	▼4,605	▼3,288	—	△4,086	▼0.2

出典) 住民基本台帳月報【10月1日人口】

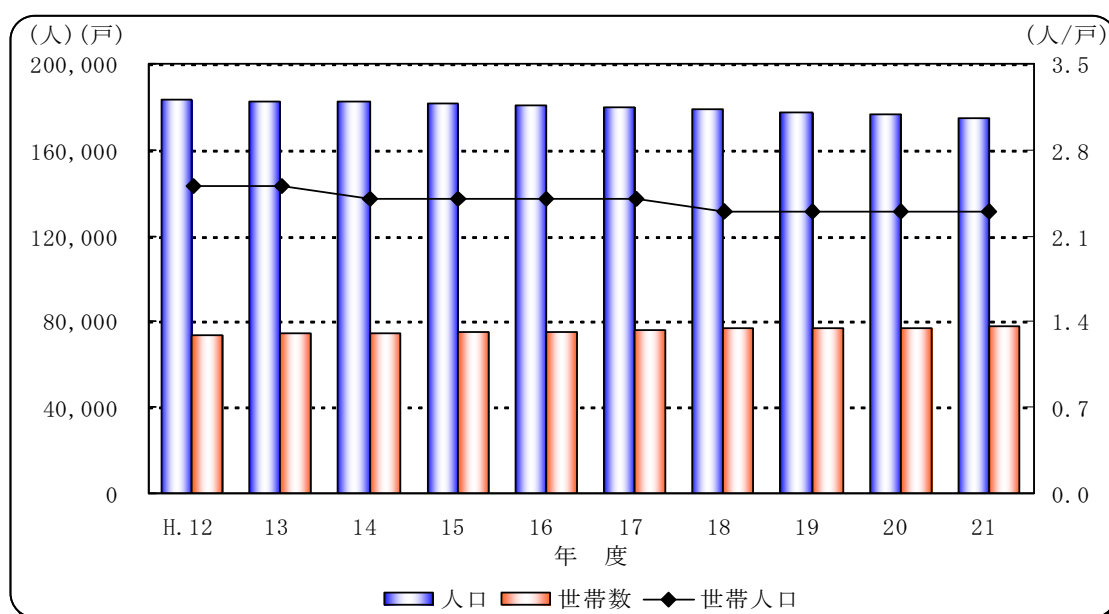


図 2-1-1 人口及び世帯数の推移

2 5歳階級別人口

本市における5歳階級別人口を表2-1-2及び図2-1-2に示します。

階級構成をみると、60～64歳階級が最も多く、次いで55～59歳階級及び65～69歳階級が多くなっており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

表 2-1-2 5歳階級別人口

区分	年 齢	男		女	
年少人口	0～4	3,574	11,605	3,410	11,121
	5～9	3,862		3,737	
	10～14	4,169		3,974	
生産年齢人口	15～19	4,191	54,017	3,973	54,362
	20～24	4,681		4,319	
	25～29	4,856		4,820	
	30～34	5,526		5,459	
	35～39	5,991		5,928	
	40～44	5,002		5,146	
	45～49	4,717		4,833	
	50～54	5,039		5,359	
	55～59	6,821		6,966	
	60～64	7,193		7,559	
老年人口	65～69	5,679	17,822	6,462	26,363
	70～74	4,372		5,652	
	75～79	3,635		5,446	
	80～84	2,583		4,240	
	85～89	1,112		2,816	
	90～94	346		1,256	
	95～99	91		415	
100～	4	76			
総数		83,444		91,846	

出典) 住民基本台帳月報【平成21年10月1日人口】

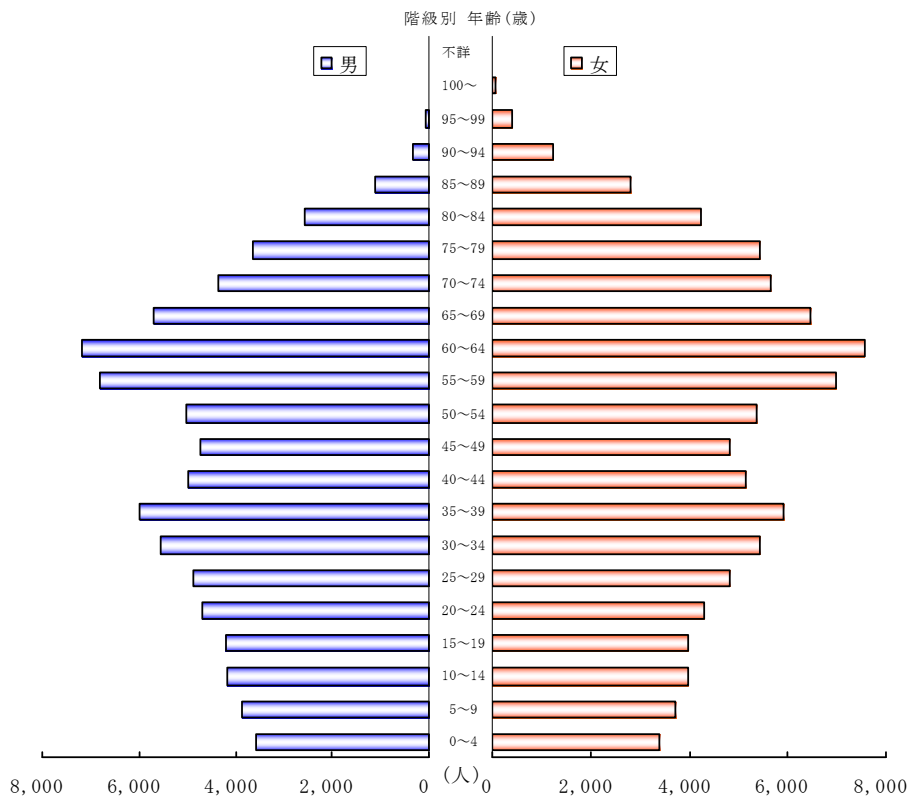


図 2-1-2 5歳階級別人口

3 産業別就業者数

本市における産業大分類別事業所数及び従業者数の推移を表 2-1-3 に示します。

本市の事業所数は平成 18 年度に 7,321 事業所で、そのうち 30%を卸売・小売が占めて、次いで、サービス業他 19%となっています。

また、事業所数、従業者数の推移をみると、平成 13 年度から平成 18 年度にかけて、事業所数、従業者数ともに減少しています。

表 2-1-3 産業大分類別事業所数及び従業者数

産業分類	宇部市							
	平成13年度				平成18年			
	事業所数	比率	従業者数	比率	事業所数	比率	従業者数	比率
農林漁業	8	0.10	120	0.2	10	0.14	148	0.19
鉱業	4	0.05	38	0.05	3	0.04	25	0.03
建設業	958	11.99	8,087	10.08	849	11.60	6,968	8.93
製造業	430	5.38	14,212	17.72	397	5.42	12,425	15.92
電気・ガス・熱供給・水道業	21	0.26	725	0.90	23	0.31	666	0.85
情報通信業	53	0.66	359	0.45	46	0.63	735	0.94
運輸業	176	2.20	5,093	6.35	151	2.06	4,842	6.20
卸売・小売業	2,631	32.93	18,237	22.73	2,223	30.36	16,561	21.21
金融・保険業	158	1.98	1,625	2.03	136	1.86	1,311	1.68
不動産業	203	2.54	562	0.70	212	2.90	532	0.68
飲食店・宿泊業	1,038	12.99	5,408	6.74	952	13.00	5,443	6.97
医療・福祉	413	5.17	8,896	11.09	479	6.54	10,208	13.08
教育・学習支援業	102	1.28	3,292	4.10	284	3.88	4,743	6.08
複合サービス業	59	0.74	772	0.96	67	0.92	774	0.99
サービス業 他	1,646	20.60	11,024	13.74	1,413	19.30	10,954	14.03
公務 他	90	1.13	1,773	2.21	76	1.04	1,729	2.21
総 数	7,990	100.0	80,223	100.0	7,321	100.0	78,064	100.0

出典) 宇部市【平成 13 年、平成 18 年 事業所・企業統計調査市集計結果】

第2節 ごみ処理の仕組

1 ごみ分別

本市におけるごみの分別表を表2-2-1に示します。

本市のごみは“月・水・金の燃やせるごみ”、“プラスチック製容器包装”、“月1回収集の燃やせるごみ”、“びん・缶”、“ペットボトル”、“燃やせないごみ”、“危険ごみ”、“紙製容器包装”、“古紙”の9分別として分別収集をしています。

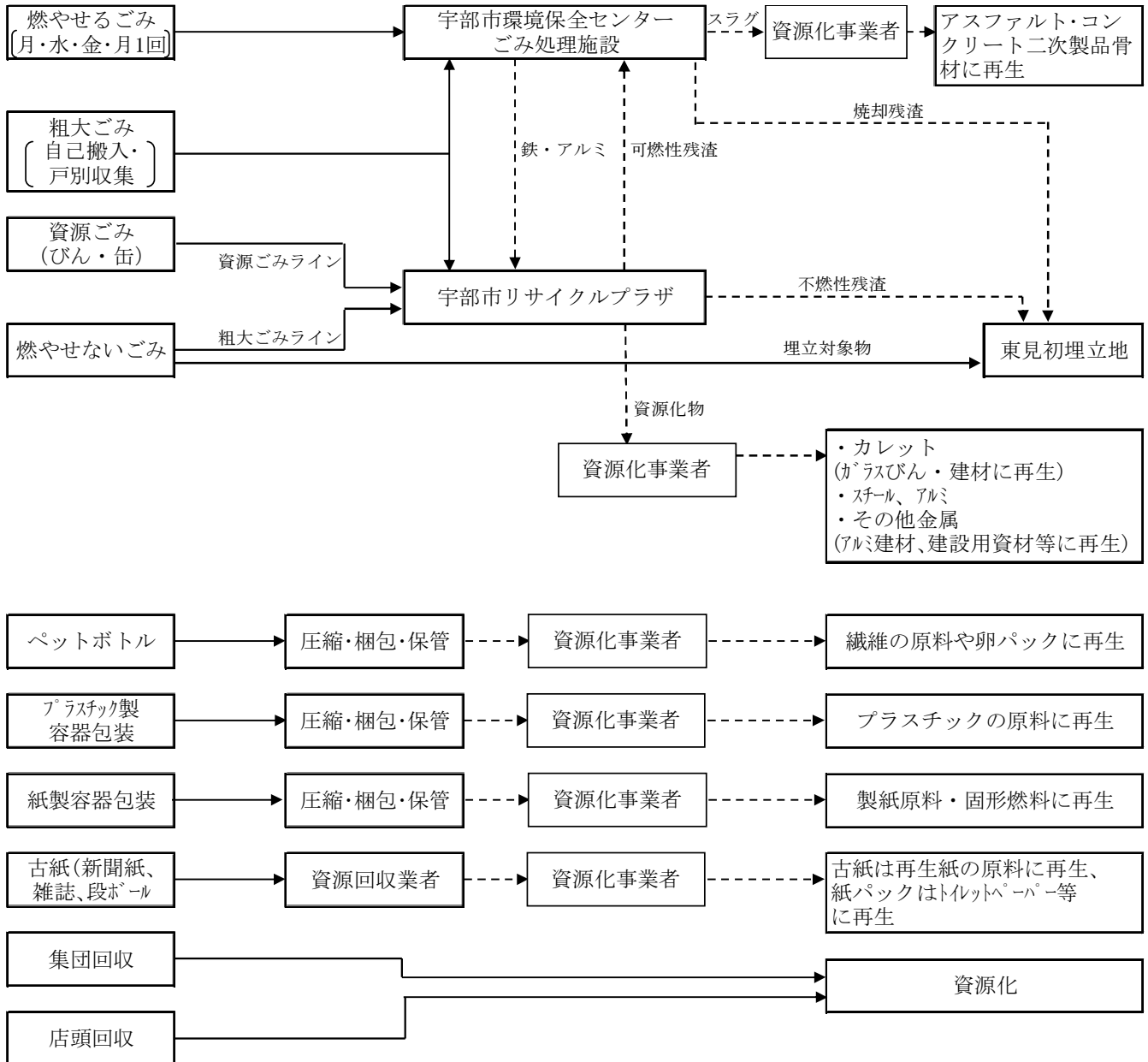
なお、粗大ごみ（長さ1m、幅50cm、重さ10kgを超えるもの）は、自己搬入もしくは戸別収集されています。

表2-2-1 ごみの分別表

分別区分	収集日	排出方法	収集場所	出せる物
月・水・金の燃やせるごみ	月・水・金	指定袋	燃やせるごみのステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・台所ごみ ※水をよく切って出す ・古紙、紙製容器包装以外の紙ごみ ・庭草やせん定枝(2袋【束】まで) 幹は直径10cm以内 ・小型木製品や板切れ・竹製品 (解体して長さ1m、直径50cm以下にして出す) ・油物のペットボトル
プラスチック製容器包装	週1回の指定曜日	透明なビニール袋で品目ごとにまとめる	燃やせないごみのステーションまたは指定されたステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ袋、ラップ類 ・食品トレイ、カップ、パック類 ・チューブ、ボトル類 ・ふた、キャップ類 ・家電製品などの梱包用発泡スチロール類 (発泡スチロールは、こぶし大程度に砕く) ※すすげるものはすすぎ、水を切る ※汚れが落とせないものは「月・水・金の燃やせるごみ」へ ※識別マーク (♻️) は、本体のほか、外装フィルム、ラベル、シール等に付いています
月1回収集の燃やせるごみ	月1回の指定日			<ul style="list-style-type: none"> ・寝具類 ・布、繊維、革製品 ・衣類、はきもの類 ・かばん類 ・ボール類 ・カセットテープ、ビデオテープ ※ふとん、カーペットなどは、長さ1m、直径50cm以内に丸め、ひもでしぼる
びん・缶				<ul style="list-style-type: none"> ・缶(大きさは20cm程度まで) ・スプレー缶(使いきり、必ず穴をあける) ・びん(油物や化粧品のびんも一緒に出せます) ※金属のふたは、燃やせないごみへ
ペットボトル				<ul style="list-style-type: none"> ※中をすすぎふたを外して出す ※ふたはプラスチック製容器包装、油物のペットボトルは燃やせるごみへ ※汚れが落とせないものは「月・水・金の燃やせるごみ」へ
燃やせないごみ				<ul style="list-style-type: none"> ・小型電化製品 (大きさは50cm角、重さ10kg程度以下のもの) ・金属、プラスチック製品 ・ガラス、陶器類 ・その他(かさ、使い捨てカイロなど) ※焼却灰は湿らせ丈夫な袋に入れ、別にして置く(1袋程度)
危険ごみ				<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池、ライター、水銀使用の体温計 ※それぞれを別々の袋に入れ、品名を書く ※ライターはガスを使い切って出す
紙製容器包装	ひもで十字にしぼる			<ul style="list-style-type: none"> ・箱、ケース類 ・包装紙、紙袋類 ・台紙、中仕切り類 ・紙パックや、商品が入っていた紙皿、紙コップなど (紙パックはすすいで切り開き、乾かす) ※平らにして、ひもで十字にしぼる ※識別マーク (♻️) は、本体のほか、外装フィルム、ラベル、シール等に付いています
古紙		<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙(広告紙は入ってもよい) ・雑誌(写真集や教科書などもよい) ・段ボール(平たくつぶし金具を除く) ※ステーションでは、品目別に分けて置いてください ※それぞれひもで十字にしぼる 		

2 ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フロー（平成 22 年度）を図 2-2-1 に示します。



(※注) スラグ：廃棄物焼却炉から排出される焼却残さ（焼却灰、飛灰）を溶融炉により高温溶融した後、冷却個化された固形物質をいいます。

図 2-2-1 ごみ処理フロー

備考) 以後、燃やせるごみを「可燃ごみ」、燃やせないごみを「不燃ごみ」として表現します。

第3節 ごみ排出量等の推移

1 ごみ排出量

本市におけるごみ排出量を表 2-3-1 及び図 2-3-1 に示します。

収集ごみ及び直接搬入ごみは減少傾向にあります。平成 21 年度においては、収集ごみ 40,776 t、直接搬入ごみ 21,719 t、集団回収 3,398 t の合計 65,893 t となっています。

なお、本計画においては、収集ごみを「家庭系ごみ」とし、直接搬入ごみを「事業系ごみ」とします。

表 2-3-1 ごみ排出量

年 度			H. 17	18	19	20	21	
人 口			179,939	178,713	177,419	176,199	175,290	
家庭系ごみ 〔収集ごみ〕	可燃ごみ	(t/年)	31,080	32,037	31,442	31,393	31,378	
	不燃ごみ	(t/年)	2,217	2,251	1,908	1,673	1,519	
	資源ごみ	(t/年)	10,227	10,213	9,713	8,930	7,850	
	埋立ごみ	(t/年)	39	34	26	24	29	
	小 計	(t/年)	43,563	44,535	43,089	42,020	40,776	
事業系ごみ 〔直接搬入ごみ〕	可燃ごみ	(t/年)	24,716	24,960	23,058	19,806	18,834	
	不燃ごみ	(t/年)	1,509	1,517	1,391	1,272	1,276	
	資源ごみ	(t/年)	769	638	604	645	652	
	埋立ごみ	(t/年)	7,987	7,441	7,296	4,879	957	
	小 計	(t/年)	34,981	34,556	32,349	26,602	21,719	
集団回収			(t/年)	4,460	4,210	4,067	3,714	3,398
合 計			(t/年)	83,004	83,301	79,505	72,336	65,893

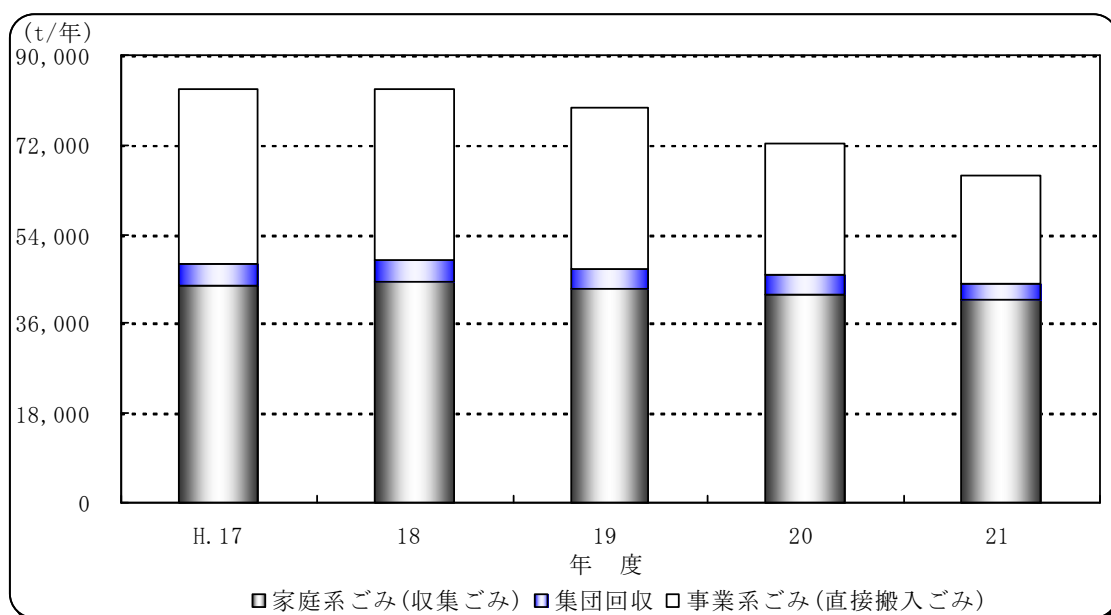


図 2-3-1 ごみ排出量

2 1人1日当たりのごみ排出量

本市における平成17年度から平成21年度までの1人1日当たりのごみ排出量を表2-3-2及び図2-3-2に示します。

1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、平成21年度において1,030g/人・日となっていますが、全国平均、山口県平均と比較すると多い状況となっています。

表 2-3-2 1人1日当たりのごみ排出量（国、山口県、宇部市）

年 度		H. 17	18	19	20	21	
宇部市	人 口	(人)	179,939	178,713	177,419	176,199	175,290
	ごみ排出量	(t/年)	83,004	83,301	79,505	72,336	65,893
	1人1日当たり のごみ排出量	(g/人・日)	1,264	1,277	1,224	1,125	1,030
山口県	人 口	(人)	1,510,338	1,502,838	1,491,838	1,482,543	—
	ごみ排出量	(t/年)	665,365	644,033	620,728	589,433	—
	1人1日当たり のごみ排出量	(g/人・日)	1,207	1,174	1,137	1,089	—
国	1人1日当たり のごみ排出量	(g/人・日)	1,131	1,115	1,089	1,033	—

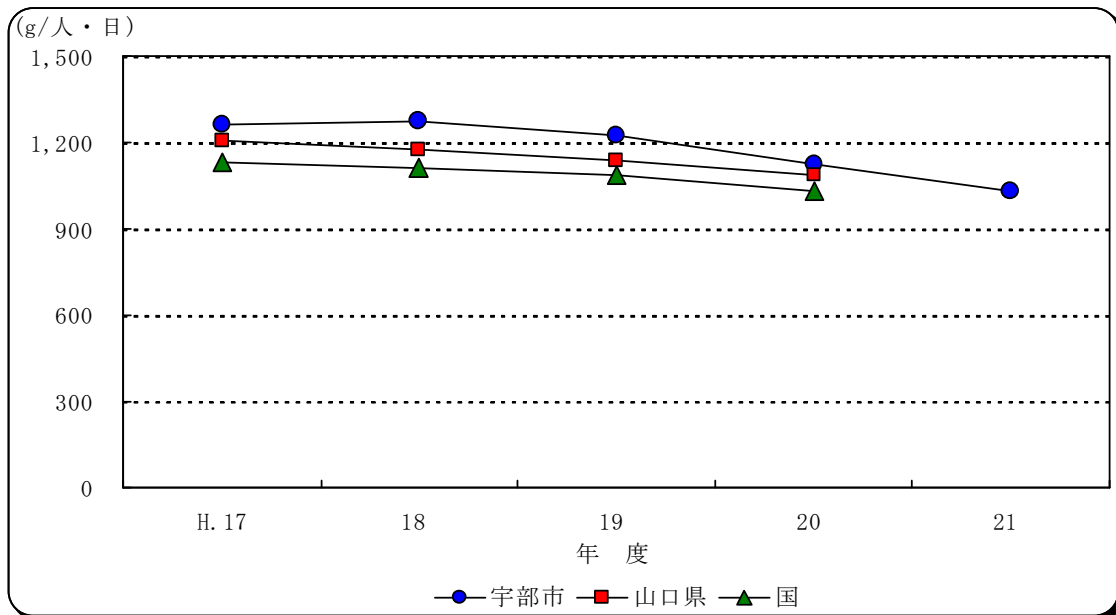


図 2-3-2 1人1日当たりのごみ排出量（国・山口県・宇部市）

3 ごみの性状

本市における可燃ごみの性状を表 2-3-3 及び図 2-3-3 に示します。

ごみの組成については、紙・布類及び木・竹・わら類が高い割合を占めています。一方、三成分（水分・灰分・可燃分）については、水分が約 50% と比率が高くなっています。

表 2-3-3 可燃ごみの性状

測定年		H. 17	18	19	20	21	平均	
項目								
組成	紙・布類	%	28.5	31.6	40.2	38.5	42.0	36.0
	ビニール・合成樹脂類	%	12.6	11.2	13.7	14.3	16.6	13.7
	木・竹・わら類	%	25.3	25.9	16.3	17.8	21.5	21.4
	厨芥類	%	23.4	20.1	26.2	18.4	12.8	20.2
	不燃物類	%	6.4	7.9	2.0	8.2	4.8	5.9
	その他	%	3.8	3.3	1.6	2.8	2.3	2.8
単位体積重量		kg/m ³	118	132	133	148	176	141
三成分	水分	%	53.1	43.7	46.0	49.7	48.9	48.3
	灰分	%	8.0	10.5	5.6	8.3	8.3	8.1
	可燃分	%	38.9	45.8	48.4	42.0	42.8	43.6
低位発熱量		kcal/kg	1,748	1,935	2,205	1,830	1,920	1,928

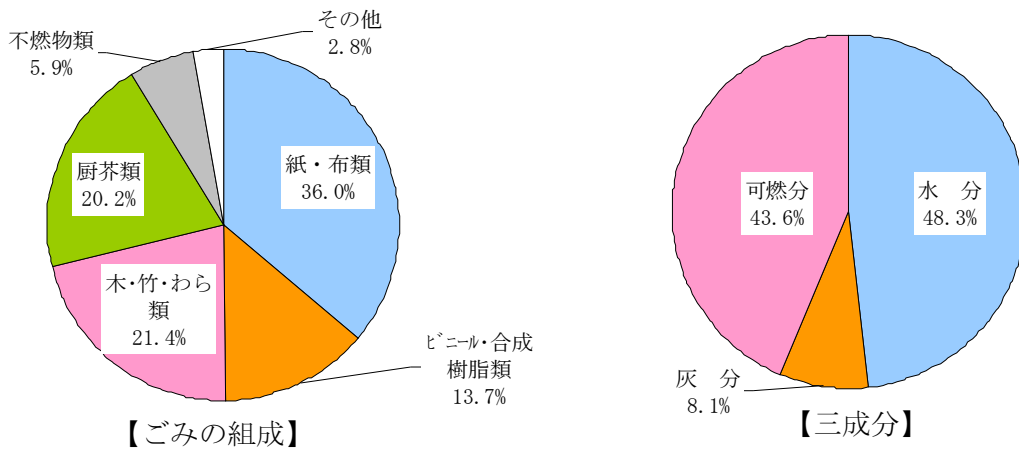


図 2-3-3 可燃ごみの性状（平成 17～21 年度平均）

4 リサイクル率

本市における平成 17 年度から平成 21 年度までのリサイクル率を表 2-3-4 及び図 2-3-4 に、リサイクル量を表 2-3-5 及び図 2-3-5 に示します。

リサイクル率は、平成 21 年度においては 34.2% となっており、全国平均、山口県平均と比較すると、高いリサイクル率となっています。

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{リサイクル量 (t/年)}}{\text{ごみ排出量 (t/年)}} \times 100$$

表 2-3-4 リサイクル率 (国、山口県、宇部市)

年 度		H.17	18	19	20	21
宇部市	%	29.9	32.1	31.3	32.7	34.2
山口県	%	27.3	28.5	28.1	28.3	—
国	%	19.0	19.6	20.3	20.3	—

表 2-3-5 リサイクル量

年 度		H.17	18	19	20	21
回収資源	集団回収 (t/年)	4,460	4,210	4,067	3,714	3,398
	古紙 (t/年)	4,432	4,289	3,824	3,766	3,494
	ペットボトル (t/年)	443	491	541	490	507
	紙パック (t/年)	29	6	—	—	—
	トレイ (t/年)	3	1	—	—	—
	紙製容器 (t/年)	624	599	590	574	492
	プラスチック製容器 (t/年)	2,787	2,834	2,856	2,330	1,693
リサイクル	カレット (t/年)	893	1,001	1,046	909	940
	プレス鉄(スチール缶) (t/年)	432	415	365	322	303
	プレスアルミ(アルミ缶) (t/年)	103	80	72	60	61
	他金属 (t/年)	1,245	1,167	976	791	756
	カレット残渣 (t/年)	470	186	165	—	—
焼却場	スラグ (t/年)	1,646	1,396	1,355	1,452	1,175
	飛 灰 (t/年)	325	302	249	284	234
	発電に寄与したごみ (t/年)	7,002	9,878	8,746	8,976	9,459
リサイクル量 (t/年)		24,894	26,855	24,852	23,668	22,512
ごみ排出量 (t/年)		83,004	83,301	79,505	72,336	65,893
リサイクル率 (%)		29.9	32.1	31.3	32.7	34.2

※飛灰：焼却処理の際に発生する排ガス中に含まれる粒子状物質をいいます。

※発電に寄与したごみ：サーマルリサイクルにおいて、焼却場における総発電量をごみの発熱量で割り戻したものをいいます。

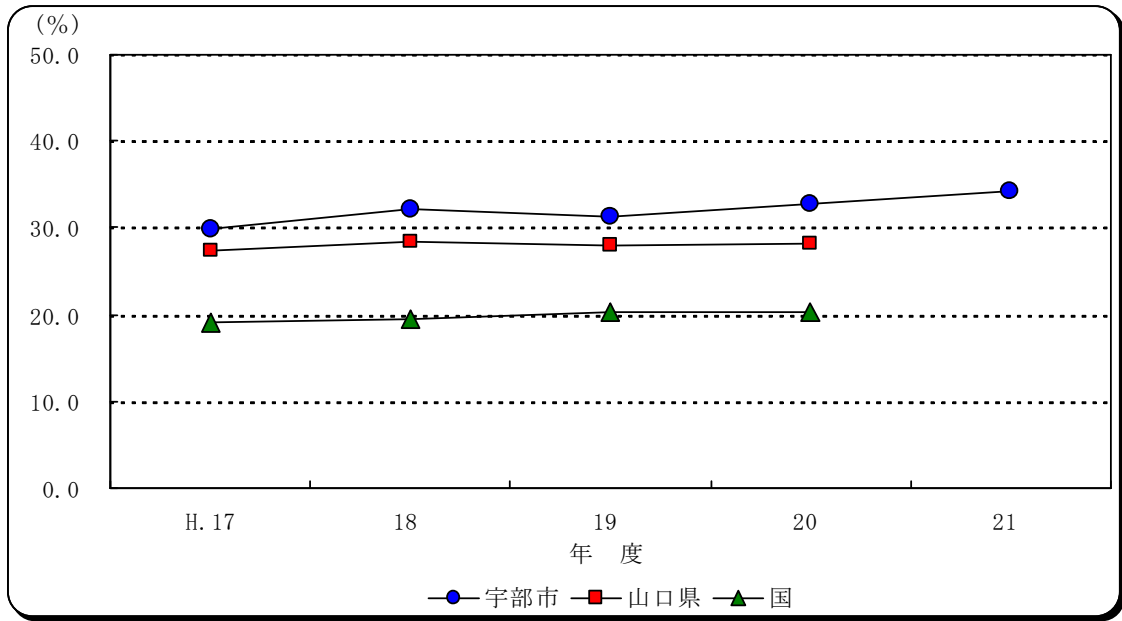


図 2-3-4 リサイクル率 (国、山口県、宇部市)

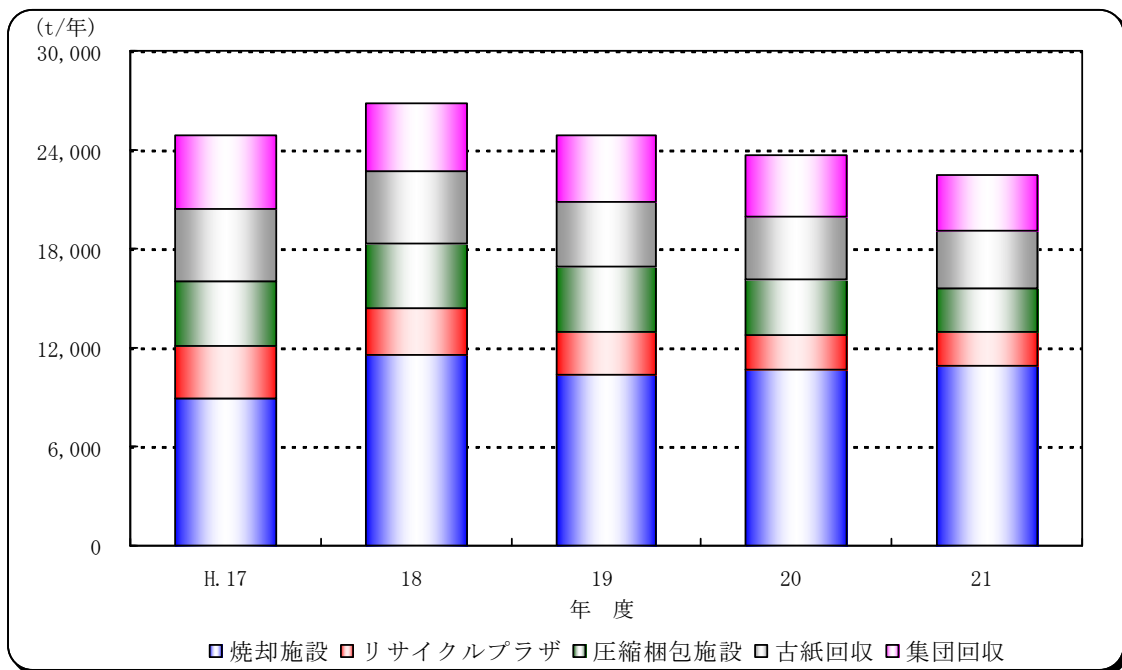


図 2-3-5 リサイクル量

5 ごみ処理経費

平成 21 年度におけるごみ処理経費（減価償却費除く）を表 2-3-6 に、平成 17 年度から平成 21 年度までのごみ処理経費の推移（減価償却費除く）を表 2-3-7 に示します。

平成 21 年度の処理経費は 18 億 9,880 万 2 千円、市民 1 人当たりの処理単価は、10,832 円となっています。

表 2-3-6 平成 21 年度ごみ処理経費（減価償却費除く）

項目	平成21年度						合計
	収集運搬		中間処理		最終処分		
	直 営	委 託	焼 却	リサイクル プラザ	埋 立		
人件費	(千円)	624,474	0	304,936	19,845	0	949,255
経 費	(千円)	38,406	56,194	564,653	251,395	31,507	942,155
利 子	(千円)	303	0	44,817	1,548	6,925	53,593
電気料収入	(千円)	—	—	46,201	—	—	46,201
合 計	(千円)	663,183	56,194	868,205	272,788	38,432	1,898,802
処理量	(t)	35,794	1,306	54,414	5,250	7,320	
1t当たり単価	(円/t)	18,528	43,028	15,956	51,960	5,250	

表 2-3-7 ごみ処理経費の推移（減価償却費除く）

		H. 17	18	19	20	21
人件費	(千円)	1,017,604	1,019,298	1,024,312	1,023,412	949,255
経 費	(千円)	668,235	762,905	732,763	925,943	942,155
利 子	(千円)	100,573	84,030	70,571	62,967	53,593
電気料収入	(千円)	41,090	44,372	46,882	41,214	46,201
合 計	(千円)	1,745,322	1,821,861	1,780,764	1,971,108	1,898,802
人 口	(人)	179,939	178,713	177,419	176,199	175,290
市民1人当たり 処理単価	(円/人)	9,700	10,194	10,037	11,187	10,832

第4節 処理体制の現状

1 収集運搬の現状

(1) 収集範囲

市全域を対象としています。

(2) 収集頻度・収集方法

本市におけるごみの収集頻度・収集方法を表 2-4-1 に示します。

表 2-4-1 ごみの収集頻度・収集方法

分別区分	収集頻度	収集方法
月・水・金の燃やせるごみ	月・水・金	指定されたステーション
プラスチック製容器包装	週1回の指定日	
月1回収集の燃やせるごみ	月1回の指定日	
びん・缶		
ペットボトル		
燃やせないごみ		
危険ごみ		
紙製容器包装		
古紙		
粗大ごみ	—	自己搬入・戸別収集

(3) 収集運搬体制

本市におけるごみの収集運搬車両状況を表 2-4-2 に示します。

家庭系ごみは、直営及び委託（楠地域）により、収集運搬されています。

事業系ごみは、自己搬入もしくは許可業者により、収集運搬されています。

表 2-4-2 ごみの収集運搬車両状況

	直営		委託業者		許可業者		合計	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)	(台)	(t)
収集ごみ	23	64	6	16	—	—	29	80
直接搬入ごみ	—	—	—	—	519	1,704	519	1,704

(平成 21 年度実績)

2 中間処理施設の現状

本市における中間処理施設は「宇部市環境保全センターごみ処理施設」及び「宇部市リサイクルプラザ」です。

(1) 宇部市環境保全センターごみ処理施設

宇部市環境保全センターごみ処理施設の概要を表 2-4-3 に示します。

宇部市環境保全センターごみ処理施設においては、可燃ごみ（家庭系・事業系）、可燃性粗大ごみ（家庭系・事業系）及び宇部市リサイクルプラザからの可燃性資源化残渣をガス化・燃焼処理しており、その余熱を利用してごみ発電を行っています。

また、発生した灰分については溶融処理を行っており、溶融処理後の溶融スラグの一部についてはアスファルト・コンクリート二次製品骨材に利用しています。

一方、焼却残渣（飛灰・不燃物・スラグの一部）については宇部市一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行っています。

表 2-4-3 ごみ処理施設の概要

施設名称	宇部市環境保全センターごみ処理施設	
建設場所	宇部市大字沖宇部字沖の山5272番地5	
敷地面積	約28,300m ²	
竣工年月日	平成15年2月	
処理能力	198t/24h (66t/24h×3炉)	
炉形方式	全連続燃焼式ガス化溶融方式 (流動床式)	
処理対象物	可燃性一般廃棄物	
工事費	11,056,500千円	
荒物破碎施設	油式駆動切断機(10t/5h)	
余熱利用設備	ごみ発電(定格出力4,000kW) 工場内等給湯 リサイクルプラザ防爆蒸気供給	
排ガス基準 (当施設)	ばいじん量	0.01g/m ³ N以下
	硫黄酸化物	10ppm 以下
	塩化水素	20ppm 以下
	窒素酸化物	50ppm 以下
	ダイオキシン類	0.05ng-TEQ/m ³ N 以下

(2) 宇部市リサイクルプラザ

宇部市リサイクルプラザの概要を表 2-4-4 に示します。

宇部市リサイクルプラザにおいては、粗大ごみ、資源ごみ（びん・缶）及び不燃ごみの資源化処理を行っています。

資源ごみ（びん・缶）については選別・圧縮による資源回収、不燃ごみ及び粗大ごみについては破碎・選別により資源回収を行っています。

さらに、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装は、宇部市環境保全センター内の施設で、圧縮梱包後、資源化事業者へ引き渡しています。

表 2-4-4 リサイクルプラザの概要

施設名称	宇部市リサイクルプラザ
建設場所	宇部市大字沖宇部字沖の山5272番地5
敷地面積	約28,300m ²
竣工年月日	平成7年3月
処理能力	不燃ごみ系 44.45t/5h 〔鉄類、不燃物、アルミ類、プラスチック類、可燃物類〕
	資源ごみ系 25.55t/5h 〔鉄、アルミ、カレット(白、茶、その他)〕
	計 70t/5h
選別の種類	びん類 3種類手選別 (白・茶・その他) 鉄・アルミ 圧縮成型
設備概要 受入供給設備：ピットアンドクレーン方法 選別設備：横型回転式破碎機 選別設備：磁気選別機 集じん設備：サイクロン、バグフィルター 圧縮設備：ボックス式 貯留設備：バンカ 中古品・不用品再生修理室、再生品展示室、市民工房、学習室、研修室	
その他施設	ペットボトル 【圧縮梱包】 プラスチック製容器包装 【圧縮梱包】 紙製容器包装 【圧縮梱包】

3 最終処分場の現状

宇部市一般廃棄物最終処分場の概要を表 2-4-5 に示します。

本市における最終処分は、宇部市環境保全センターごみ処理施設からの焼却残渣、宇部市リサイクルプラザからの資源化残渣、家庭系及び事業系埋立処理対象物を宇部市一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

表 2-4-5 最終処分場の概要

施設名称	宇部港 東見初広域最終処分場
施設の種別	産業廃棄物最終処分場(管理型) 宇部市一般廃棄物最終処分場
施設の設置場所	山口県宇部市大字沖宇部525番地124等の地先公有水面
設置者	財団法人 山口県環境保全事業団(一般廃棄物は宇部市)
埋立面積 埋立容量	面積： 93,726m ² 容量：1,038,000m ³
埋立期間	平成20年後半～平成35年前半(15年間)
埋立対象物	産業廃棄物：735,000m ³ (燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁 器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物)
	一般廃棄物：131,300m ³ (不燃ごみ、焼却灰、ばいじん)
跡地利用	湾岸用地、緑地広場、スポーツレクリエーション広場

第5節 現状の分析

1 減量化の課題

(1) ごみ排出量の削減

本市のごみ排出量は、減少傾向にあります。1人1日当たりのごみ排出量をみると、平成20年度は1,125gであり、全国平均の1,033g、山口県平均の1,089gと比較すると、ともに多いことから、今後も各種施策を推進し、ごみ排出量のさらなる削減に努める必要があります。

(2) 家庭系ごみの減量化の推進

本市におけるごみ排出量のうち約60%を家庭系ごみが占めます。

そのため、家庭系ごみのさらなる削減に向け、各種施策を推進していく必要があります。三成分の約50%を占める水分の多くは、生ごみに含まれていることから、対策を講じる必要があります。

(3) 事業系ごみの減量化の推進

事業系ごみは、ここ数年減少傾向にあります。引き続きごみの減量化や資源化、適正処理について、周知徹底していく必要があります。

処理手数料については、平成20年4月に改定を行いましたが、今後の動向を注視し、適正な料金設定を検討していく必要があります。

2 リサイクルの課題

(1) リサイクル率の向上

本市のリサイクル率をみると、平成20年度は32.7%であり、全国平均の20.3%、山口県平均の28.3%と比較すると、ともに高いリサイクル率となっています。分別の徹底を促進し、さらなるリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。

(2) 集団回収事業の推進

本市の集団回収量は年々減少傾向にあり、今後は回収量を増やす仕組みを作る必要があります。

集団回収は住民主体の事業であるため、地域コミュニティの活性化や地域での環境教育の場となることも期待できます。

(3) 分別品目の見直し

可燃ごみの中には紙などの資源となる物もまだ含まれていることから、再資源化可能なものについては、分別品目の見直しなど、さらなるリサイクルの推進に取り組んでいく必要があります。